带広市就学援助事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童若しくは生徒(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。)又は就学予定者(学校教育法施行令(昭和22年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)(以下「児童生徒等」という。)の保護者に対して行う援助(以下「就学援助」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 要保護 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第2項に規定する要保護者
  - (2) 準要保護 要保護に準ずる程度に困窮していると認められる者 (要保護に準ずる程度の基準)
- 第3条 前条第2号に掲げる準要保護は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する世帯に属する者
    - ア 生活保護法に基づく保護が停止又は廃止された世帯
    - イ 19歳以上の世帯員全員が地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく市町村民税について非課税又は減免されている世帯
    - ウ 保護者のうち世帯の生計を主として維持する者が地方税法に基づく個人事業税又は 固定資産税を減免されている世帯
    - エ 20 歳以上の世帯員全員が国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に基づく保険料について全額免除されている世帯
    - オ 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) に基づく保険料について減免又は徴収の 猶予をされている世帯
    - カ 保護者のうちいずれかが児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当の支給を受けている世帯
    - キ 保護者のうち世帯の生計を主として維持する者が社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に基づく生活福祉資金の貸付け又は雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく日雇労働被保険者手帳の交付を受けている世帯
  - (2) 19歳以上の世帯員全員の収入金額(給与所得者の場合は市町村民税課税台帳上の収入金額、給与所得者以外の場合は市町村民税課税台帳上の所得金額に所得税法第28条に基づく当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額とする)の合算から、生活保護制度における基礎控除額を準用して定めた基礎控除額(以下「基礎控除額」という。)を控除して得た額(以下「控除後の収入金額」という。)が、生活保護法による保護基準額を準用して定めた一定の額(以下「需要額」という。)に1.3を乗じて得た額未満の世帯に属する者
  - (3) 前号の規定により算出した控除後の収入金額が、需要額に1.5を乗じて得た額未満の世帯であって、次のいずれかに該当する世帯に属する者(ただし、必要に応じて学校長、

福祉事務所又は民生委員等の意見を聴取するものとする。)

- ア 災害により財産等に損害を受けた世帯
- イ 世帯の生計を主として維持する者が、長期療養中で現在失業中である世帯
- ウ 世帯の生計を主として維持する者が、勤務していた会社・商店等の倒産により現在 失業中である世帯
- エ 世帯の生計を主として維持する者の勤務先からの賃金が不払いとなっている世帯
- (4) その他教育長が特に必要と認めた者
- 2 基礎控除額及び需要額については、教育長が別に定めるものとする。

(対象者)

- 第4条 就学援助の対象者は、市町村立の小学校、中学校又は義務教育学校に在学する又は 在学する予定の児童生徒等の保護者であって、帯広市の住民基本台帳に記録されている者 又は教育長が特に認めた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、対 象者は世帯に1人とする。
  - (1) 要保護
  - (2) 準要保護

(申請)

第5条 就学援助を受給しようとする者は、就学援助受給申請書(別記様式第1号。就学予定者の保護者で就学前に第12条に規定する新入学学用品費を受給しようとする者のうち、当該年度に就学援助を受給していない者にあっては、新入学学用品費入学前受給申請書(別記様式第2号))(以下「申請書」と総称する。)に必要な書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

- 第6条 教育長は、申請書が到達したときは遅滞なくその内容を審査し、要保護又は準要保護の認定又は否認定の決定をしなければならない。
- 2 申請書の記載事項又は添付すべき書類の不備等、申請者の責に帰すべき理由により審査 を開始できない状態が、申請日から6か月間又は2月末日まで続く場合は、申請を却下す るものとする。

(通知)

第7条 教育長は、前条の規定による決定について、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(認定期間)

- 第8条 要保護又は準要保護の認定により、就学援助を受けることができる期間(以下「認定期間」という。)は、次の各号に定める日から当該年度の末日までとする。ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、認定期間の開始日を溯ることができる。
  - (1) 小学校、中学校又は義務教育学校に在学する児童又は生徒の保護者のうち、教育長が定める期日までに申請をした者 4月初日
  - (2) 生活保護が停止又は廃止され、当該年度末までに申請した者 最後に生活保護費を受給した日の属する月の翌月の初日

- (3) 前2号以外の者 申請日の属する月の翌月の初日 ただし、転入前の市町村で転出日時点において認定を受けていた者で、転入日を含む 14日以内に申請をした者は転入学した日とする。
- 2 第3条第1項第3号に該当する者の認定期間は、前項の規定にかかわらず通算で1年以内とする。

(異動の届出)

第9条 認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、申請書に記載した世帯状況に変更が 生じたときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

(認定の廃止)

- 第10条 教育長は、次の各号に掲げる事由が発生したときは、その事由が発生した日の属する月の末日をもって、認定を廃止するものとする。ただし、転出又は事由が発生した日をもって廃止することが適当であるときは、この限りではない。
  - (1) 対象者としての要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 認定者から就学援助の辞退の申し出がなされたとき。
  - (3) 認定者が死亡したとき。
  - (4) 自ら就学させている又は就学させる予定の児童生徒等(以下「対象児童生徒等」という。)が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設又は同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所したとき。
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めたとき。 (認定の取消し)
- 第11条 教育長は、次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽の申請その他不正な行為があることが判明したとき。
  - (2) 申請者から取り下げの申し出がなされたとき。
  - (3) 再審査を要する事由が発生した場合で、必要書類の提出がないとき。 (支給)
- 第12条 認定者は、対象児童生徒等が別表に掲げる支給対象となる学年等となった場合に、 同表に掲げる費目(以下「就学援助費」という。)の支給を受けることができる。
- 2 前項に規定する就学援助費の支給限度額については、教育長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、認定者が生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている場合は、修学旅行費及び医療費以外の費目については支給しないものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、児童が就学予定者の時に既に新入学学用品費又は生活保護 法に基づく入学準備金の支給を受けている場合(他市町村での受給を含む。)は、当該児童 が小学校1年生又は義務教育学校1年生の時における新入学学用品費については支給しな いものとする。ただし、第2項に規定する支給限度額の変更等により、調整が必要な場合 は、既に支給した新入学学用品費の支給額と調整した上で、改めて支給することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、生徒が小学校6年生又は義務教育学校6年生の時に既に新入学学用品費又は生活保護法に基づく入学準備金の支給を受けている場合(他市町村での受給を含む。)は、当該生徒が中学校1年生又は義務教育学校7年生の時における新入学学用品費については支給しないものとする。ただし、第2項に規定する支給限度額の変更等

により、調整が必要な場合は、既に支給した新入学学用品費の支給額と調整した上で、改めて支給することができる。

- 6 第1項の規定にかかわらず、認定者が児童福祉法に基づく措置等による公的扶助を受給 している場合は、教育費として支給されている費目については支給しないものとする。
- 7 転出入等により支給額等に調整が必要な場合は、他市町村の支給額と調整した上で、支 給する。

(返還)

- 第13条 教育長は、次の各号のいずれかに該当し、既に支給した就学援助費が支給すべき就 学援助費を上回っている場合は、その一部又は全部を返還させなければならない。
  - (1) 第10条又は第11条の規定により、認定を廃止又は取消したとき。
  - (2) 児童又は生徒の欠席又は行事不参加等により、支給した就学援助費を使用しなかったとき (特に教育長がやむを得ないと認める場合を除く。)。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表 (第12条関係)

支給費目	支給対象となる学年等
学用品費	全学年
児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費	
通学用品費	小学校1年生、中学校1年生、
児童又は生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費	義務教育学校1年生及び7年生
	を除く全学年
体育実技用用具費	小学校1年生、4年生、中学校
体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具(ス	1年生、義務教育学校1年生、
キーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具。	4年生及び7年生(10月から12
スケートにあっては、スケート靴。)で、当該授業を受ける	月までの間に認定期間がある者
児童又は生徒全員が個々に用意することとされている当該用	に限る。)
具	

新入学学用品費	ア 小学校1年生、中学校1年
小学校、中学校又は義務教育学校に入学する者(義務教育	生、義務教育学校1年生及び
学校にあっては、後期課程に進学する者を含む。)が通常必	7年生(4月に認定期間があ
要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費	る者に限る。)
安とりる子州四貫及び迪子州四又はて416の購入賃	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	イ 就学予定者(2月に認定期
	間がある者に限る。)
	ウ 小学校6年生及び義務教育
	学校6年生(2月に認定期間
25 55 11 2 2 2	がある者に限る。)
修学旅行費	該当学年
児童又は生徒が修学旅行(小学校、中学校、義務教育学校	
前期課程又は後期課程を通じてそれぞれ1回に限る。)に参	
加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負	
担すべきこととなるその他の経費	
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	全学年
児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加	
するため直接必要な交通費及び見学料	
校外活動費(宿泊を伴うもの)	該当学年
児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加する	
ため直接必要な交通費及び見学料	
通学費	全学年
指定された学校と異なる学校の特別支援学級に在籍する児	
童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学す	
る場合の交通費。ただし、学校教育法施行令第22条の3に規	
定する程度の障害に該当する児童又は生徒、若しくは肢体不	
   自由学級に在籍する児童又は生徒については、指定された学	
   校に通学する場合の交通費も含める。	
   (ただし、学校教育法施行令第9条に基づく区域外就学が許	
   可されている、又は帯広市教育委員会から区域外通学が許可	
され、指定された学校以外へ通学する場合は支給対象外とす	
3.)	
医療費	
一グス   児童又は生徒が学校保健安全法施行令(昭和33年政令第	. ,
174号) 第8条に定める疾病にかかった場合において、その	
疾病の治療のための医療に要する経費のうち、公的医療保険	
が適用される医療費の自己負担額(ただし、他の医療費助成	
制度を利用した場合は、当該助成額を除いた額とする。)	
四尺で四円しに物口は、	

学校給食費	全学年
PTA会費	全学年
学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用	
として一律に負担すべきこととなる経費	
生徒会費	全学年
生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費	

# 年度 就学援助受給申請書

带広市教育委員会 教育長 様

就学援助費受給のため、下記のとおり申請いたします。

	整理番号												(	R護者番号
委住就	上度の就学援」 上及び承諾に学援助を申請す ①修学旅行費及び	ついて	たり、	下記の	4項目を	:了承	くのうえ:	署名及	び捺印し	てください。				
(	②教材費等の著し ③帯広市教育委員 ④修学旅行費及び	会が本 学校給	申請に 食費等	に係り、市 等の還付	i民税課税 に必要な	:台帳 情報 (	等の認定 (金額・振	定に必要 長込金融	な情報を関	閲覧することを	承諾します。			
	<sup>年</sup>				E .	甲i	請者氏	名					(印)	<u> </u>
現	住所											連絡先(※	(2つ記入し	してください)
の 2	年1月1日 住 所	年1月	2日以	降帯広	<b>有へ転入る</b>	いれた	方のみ言	记入)				携帯電話は	Eカン	
<b>V</b> )	銀行	夕				支店	·夕			口座番号		口座名義(	h#++)	
振 込	金融機関	41					141			口圧雷力		中庄石裁()	47,47)	
	フリガナ	<b></b> 名			続	丙		生年月	月	年齢 (4/1時点)	勤務先	/学校名	学年	障害者手帳 (級)
	フリカ゜ナ						明大 昭平							(10.4)
	フリカ <sup>*</sup> ナ				-		明大	•	•				+	
							昭平							
							明大昭平							
世	フリカ <sup>*</sup> ナ						明大	•	•					
帯							昭平							
	フリカ゛ナ						明大昭平							
0)					-		明大	•	•					
状	7747						昭平							
況	フリカ・ナ						明大昭平						+	
					-		明大	•	•					
	79117						昭平							
	フリカ゛ナ						明大						+	
							昭平 ( )	•	•					
	フリカ゜ナ						明大昭平							
	<u> </u>	請理師	h			備者	( ) 考	•	•					
1.				<b>金</b> 免除			•							
-	生活保護停止	$\rightarrow$	_	R減免										
_	3. 市民税非課税 8. 児童扶養手当													
$\rightarrow$	個人事業税減免	_	_	舌福祉資										
5.	固定資産税減免	[10	. <i>  </i> その	)他(収フ	(判定)									

※申請者氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

年度就学予定者

## 新入学学用品費 入学前受給申請書

带広市教育委員会 教育長 様

年度の就学援助のうち、 年度 下記のとおり申請いたします。

年度就学予定者の新入学学用品費受給のため、

年	月	日	(提出日)
---	---	---	-------

※帯広市記入欄							
保護者番号	整理番号①						
	整理番号②						
認定・否認定							

<ul><li>① 申請者(保護者) ※下記の項目を了承のうえ、署名・記み</li></ul>	ししてください	٠,
---	---------	----

帯広市教育委員会が本申請に係り、市民税課税台帳等の認定に必要な情報を閲覧することを承諾します。

市為中教育委員会が千年時に休久、中民化体化自候寺の配足に必要な情報と周見することを外始しよう。								
フリガナ 氏 名		印	生年月日	明大昭平( )	•	<sub>童学援</sub>	年度 助受給 無	
現 住 所	帯広市				連絡先( <u>%</u> 2 自宅	つ記入して	ください)	
年1月1日 の 住 所	(年1月2日以降帯広市へ転入された方のみ記入) 携帯電話ほか							
振込金融機関	銀行名	支店名	口座番号		口座名義(カタ	カナ)		

※振込口座は申請者ご本人名義の口座に限ります。

※申請者氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

### ② 世帯の状況 ※①申請者(保護者)を含めて世帯員全員を記載してください。

※太枠内には、申請の対象となる児童(年度に就学する児童)について記載してください。

フリカ・ナ	氏 名	続柄	生	年月日	年齢	勤務先/学校名	学年	障害者手帳 (級)
フリカ <sup>*</sup> ナ		子	平成 ( )				_	
<b>フリカ</b> *ナ		子	平成 ( )				-	
フリカ*ナ		本人 (申請者)	明大 昭平 ( )					
<b>フリカ*</b> ナ			明大 昭平 ( )					
<b>フリカ*</b> ナ			明大 昭平 ( )					
フリカ*ナ			明大 昭平 ( )					
プリカ <sup>*</sup> ナ			明大 昭平					
フリ <b>カ</b> ゚ナ			明大 昭平 ( )					
フリ <b>カ</b> ゚ナ			明大 昭平 ( )					
フリカ"ナ			明大 昭平 ( )					

### ③申請理由

<u> </u>	明华田			
1.		6.	年金免除	備考
2.	生活保護停止	7.	国保減免	
3.	市民税非課税	8.	児童扶養手当	
4.	個人事業税減免	9.	生活福祉資金	
5.	固定資産税減免	10.	その他(収入判定)	